

茅ヶ崎市・寒川町を営業区域とする場合の 事務手続きが変わります



平成 29 年 4 月 1 日から、茅ヶ崎市内・寒川町内で保守点検を行うための登録事務を茅ヶ崎市が行うことになりました

そのため、新たに、茅ヶ崎市内・寒川町内で保守点検を行うには、茅ヶ崎市で登録を受ける必要がありますが...

現在、県条例の登録を取っている方は、茅ヶ崎市内・寒川町内で保守点検を行うことができます

いつまでできるの？

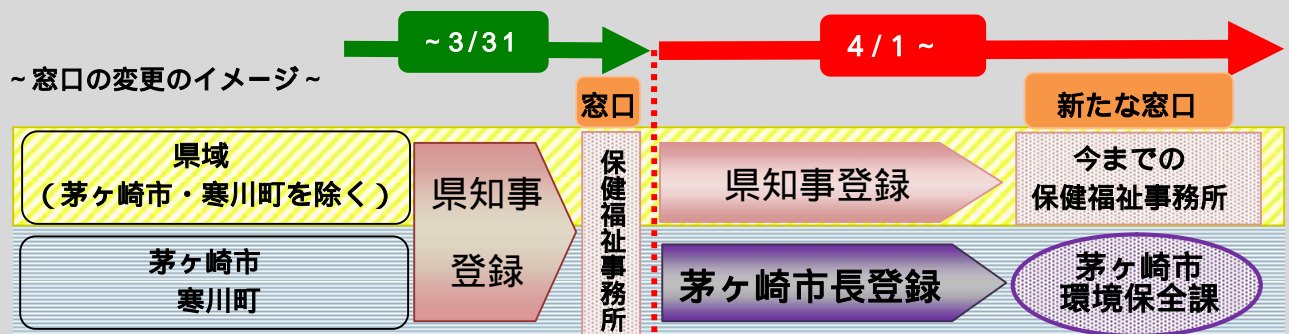
有効期間は、現在の登録のままですので、有効期間満了まで茅ヶ崎市内・寒川町内で保守点検を行うことができます。

しかし、期限満了後も引き続き茅ヶ崎市内、寒川町内で浄化槽の保守点検の業を行う場合は、茅ヶ崎市で登録申請事務を行う必要があります。

申請や届出の窓口はどうなるの？

登録内容の変更や更新申請等の手続きの窓口は、4月1日から、それぞれ別になります

- ・ 県知事登録については、保健所福祉事務所及び同センター（これまでの窓口）
- ・ 茅ヶ崎市長登録については、茅ヶ崎市環境保全課 **NEW!!**



お問い合わせは・・・

神奈川県保健福祉局生活衛生部 生活衛生課 環境衛生・海水浴場たばこ対策グループ
電話 045-210-4950 (直通)